

原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書

— 在り得べき原子力損害賠償システムについて —

2 0 0 5 年 5 月

日本エネルギー法研究所

は し が き

原子力の平和利用に伴って、種々の態様の原子力損害が発生する可能性は、その平和利用の技術が、損害原因の発生の可能性を極力除去する前提のもとに実用化されているとしても（原子力の利用技術については、この考え方は当然のこととして予め組み込まれている）、なお、全く認められないとはいえず、かつ、一度び原子力事故が発生したときは、それによって生ずる原子力損害の規模・結果は、予測を超えて巨大化することが想定されうる。したがって、原子力の平和利用の結果生ずることあるべき原子力損害について、特別な損害賠償制度を確立しておくことは、その平和利用を実現し、促進していくためには、必須のこととされる。そして、その特別な損害賠償制度のもとでは、被害者の損害についての十分かつ確実な賠償ないし補償の確保が要求されることになる。換言すれば、この要求に応える制度を確立することが、原子力の平和利用について、国民の、世論の同意を得るための一つの重要な要素となるといえる。

このような原子力損害に関する損害賠償制度の基本的枠組としては、1950年代に原子力エネルギーの平和的利用が認められ、促進され始めた当初から、無過失責任（または極端な厳格責任）を基礎として、責任を負うべき者の賠償責任負担能力確保・維持のための一定額（通常は下記の責任限度額）までの責任保険の付保強制（または資金的保証の維持強制）を制度化し、さらに、原子力利用技術の提供者に対する製造物責任等の不法行為責任の追及を遮断することによって技術の提供を容易にするために、原子力損害賠償についての責任主体を原子力施設の運営者に限定すること（責任集中）とした上で、原則的には、損害賠償責任を一定の限度額までに制限する（有限責任。わが国の原子力損害賠償法の下では当初から責任制限を認めていない。）形のセットの制度が採用されてきた。

このような基本的枠組は、1960年のパリ条約、1963年のウィーン条約の中にも採り入れられていて、大枠においては、国際的にも共通の仕組みであるといえる（もっとも、アメリカ合衆国のように責任集中を経済的集中の形で組み込んでいる場合もあり、日本、ドイツ、スイス、オーストリアのように責任制限を認めない法制としている国もある）。ただ、このような枠組の中で、責任保険等によって現実に確保させうる措置可能な額は、主として原子力責任保険についての国際的再保険市場における消化能力によって、一定の限度の額に左右される。そして、当初から現実に生ずるかもしれないと予測される総損害額は、その措置可能な限度額で支払うには不十分であると考えられてきたし、1979年のTMI事故、1986年のチェルノブイリ事故等を経験することにより、損害賠償支払備金確保のために、追加的制度が必要であるとの認識が高まってきた。その結果、一方では、チェルノブイリ事故を教訓に、ウィーン条約の責任限度額の引き上げと補完的補償条約の採択とが1997年に実現し、他方、パリ条約についても2004年に責任限度額の引き上げが採択されると同時に、当初からパリ条

約を前提に追加的支払基金の制度を取り入れてきたブラッセル補足条約（1964年）の補償限度額の増額も採択された。さらに、アメリカ合衆国では、原子力責任法制を定めるプライス・アンダーソン法において、原子力事業者の実質的責任負担能力を飛躍的に拡大させる国内法改正（1988年）を実現し、また、ドイツでは国内的に、責任制限を認めないこととし（1985年改正）、さらに、パリ条約、ブラッセル補足条約の枠を超える高額な損害賠償原資の準備のための制度を立ち上げた（最終2002年改正法）。

このような国際的動きの中にあつて、わが国の原子力損害賠償法は、昭和36年（1961年）の制定以降、ほぼ10年毎に改正されてきているが、その主たる改正点は、もっぱら損害賠償措置額の引き上げに終始してきている。前回の改正の際にも、ウィーン条約の改正の動向をにらんで、新しい国際的制度との整合性を確保すべき改正の試み（提案）もなされたが、結局実現していない。そのようなときに、1999年にJCO臨界事故を経験することとなって、一方で、現行の損害賠償措置額では制度上不十分ではないかとの認識が生ずるとともに、措置額を超えた損害が生じた場合の国の支援制度のあり方に対する要求が意識され、さらに、損害賠償紛争処理体制の制度的再構築の必要性が提唱される状況になってきた。他方で、遅くとも2008年までには見直し作業を行うべき時期を迎える現行の損害賠償措置制度がこのままで十分なのか、何らかの追加的制度の構築が必要なのではないかとの発想も現実味を帯びてきている。

このような事態に直面して、本研究所は、現行の原子力損害賠償制度における問題点は何か、いかなる方向での制度改善を指向すべきか等について検討するための検討会を設けて、これらの問題点を調査・研究し、在り得べき損害賠償システムについての報告をとりまとめた。この報告書が、今後におけるこの分野の研究及び次期改正立法の準備のために、多少なりとも資することができれば幸甚である。

2005年5月

谷 川 久

原子力損害賠償法制主要課題検討会主査
日本エネルギー法研究所常務理事・所長
成蹊大学名誉教授